

## 令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

### （委託業務）

- 第1 甲は、別紙の仕様書に掲げる委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。
- 3 前項に定める委託料は概算額とし、委託業務が完了したときは、当該委託業務に係る支出内容により精算額を決定するものとする。精算額については、概算額、委託業務の実施に要した経費のうち、いずれか低い額とする。

### （委託期間）

- 第2 委託期間は、令和 年 月 日から令和6年3月20日までとする。

### （契約保証金）

- 第3 契約保証金は、 円とする。

### （必要な事項の指示）

- 第4 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、委託業務の実施状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

### （権利義務の譲渡禁止）

- 第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

### （業務の第三者委託）

- 第6 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ甲に対し、再委託承認申請書（様式第1号）を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 乙は、再委託を行うときは、再委託をした業務に伴う第三者の行為について、甲に対し

すべて責任を負うものとする。

(業務内容の変更又は中止)

第7 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(事業の完了及び検査)

第8 乙は、委託業務が完了した場合は、実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、実績報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

(措置の指示)

第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求)

第10 乙は、第8第2項(第9第3項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書(様式第3号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(損害賠償の発生)

第11 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(前金払)

第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の9割以内(1回につき一月分を限度とする。)を前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、委託料前金払請求書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

(違約金)

第 13 甲は、乙が委託期間内に契約履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(支払遅延利息)

第 14 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(契約不適合責任)

第 16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 4 若しくは第 9 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(契約の解除)

第 17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき
- (2) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき
- (3) 乙が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 4 第 1 項若しくは第 9 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき
- (4) 乙が不正の手段により委託料の支払を受けたとき
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(6) 乙がこの他この契約に違反したとき

第 18 第 16 又は第 17 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(不当介入への対応)

第 19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第 20 乙は、第 16 又は第 17 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(遅延利息)

第 21 乙は、第 20 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第 22 乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間も満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報保護)

第 23 乙は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第 24 委託業務の実施のため甲が乙に提供した一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(目的外使用などの禁止)

第 25 乙は、委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(書類の保管)

第 26 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 11 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(協議)

第 24 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県  
岩手県知事 達増 拓也

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、個人情報管理責任者等通知書（様式第5号）により発注者に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

### (個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

### (保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、乙自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具

体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(仮名加工情報の安全管理措置)

第 17 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 16 までの規定は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 18 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第 19 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 20 乙は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第 21 乙は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

岩手県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

### 再委託承認申請書

令和 年 月 日に契約を締結した令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務について、再委託を行いたいので、委託契約書第6第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 再委託の相手方の事業者名及び所在地
- 2 再委託する業務の内容
- 3 再委託契約金額及び履行期間
- 4 再委託する理由

岩手県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

### 実績報告書

令和 年 月 日に契約を締結した令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務について、委託業務が完了したので、委託契約書第8第1項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

1 委託業務名

令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務

2 委託契約金額

金 円

3 委託業務実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 委託業務の実績

別添のとおり

(注) 実績をまとめた資料及び経費支出の内訳がわかる資料を添付すること。

岩手県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

**委 託 料 請 求 書**

令和 年 月 日に契約を締結した令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務について、委託契約書第10第1項の規定により、下記のとおり委託料を請求します。

記

|                         |                               |
|-------------------------|-------------------------------|
| 委 託 業 務 名               |                               |
| 委 託 契 約 金 額 ①           | 円                             |
| 前 回 ま だ の 委 託 料 受 領 額 ② | 円                             |
| 今 回 請 求 額 ③             | 円                             |
| 差 引 残 額 ① - ② - ③       | 円                             |
| 振 込 先 : 銀 行 名、口 座 番 号   | 銀行 支店 (普通・当座)<br>口座番号<br>口座名義 |

※ 誤送金を防止するため、振込先を確認できる資料（通帳の写し等）を添付願います。

岩手県知事 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

**委託料前金払請求書**

令和 年 月 日に契約を締結した令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務について、委託契約書第12第2項の規定により、下記のとおり前金払を請求します。

記

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 委 託 業 務 名      |                               |
| 委託契約金額 ①       | 円                             |
| 前回までの委託料受領額 ②  | 円                             |
| 今回請求額 ③        | 円                             |
| 差引残額 ① - ② - ③ | 円                             |
| 振込先：銀行名、口座番号   | 銀行 支店 (普通・当座)<br>口座番号<br>口座名義 |

**【前金払を必要とする理由】**

- ※ 委託業務に係る資金計画がわかる資料を添付すること。
- ※ 誤送金を防止するため、振込先を確認できる資料（通帳の写し等）を添付願います。

## 個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

岩手県知事（公所長） あて

受注者 住所

氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務について、委託契約書第23条の規定により、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 業 務 名   |  |
| 委 託 場 所 |  |

|           | 氏 名 |
|-----------|-----|
| 個人情報管理責任者 |     |
| 業 務 従 事 者 |     |
|           |     |